

錦江町農業委員会 3月定例総会会議録

○ 開催日時 令和3年3月25日(木) 午後1時30分から

○ 開催場所 本庁2階会議室

○ 出席委員(農業委員14人、農地利用最適化推進委員8人)

会長	1番	宿利原 勝吉
会長代理	2番	鈴 一磨
委員	3番	徳永 哲朗
委員	4番	毛下 利美
委員	5番	鳥越 秀一
委員	6番	元丸 敏朗
委員	7番	寺田 郁哉
委員	8番	貫見 和洋
委員	9番	内菌 雄治
委員	10番	鍋 康博
委員	11番	本釜 好子
委員	12番	宿利原 進
委員	13番	安水 純一
委員	14番	坂元 博美

農地利用最適化推進委員	内菌 政文
農地利用最適化推進委員	山中 徹
農地利用最適化推進委員	水流 佳文
農地利用最適化推進委員	竹原 政洋
農地利用最適化推進委員	畠中 正秋
農地利用最適化推進委員	折小野 道男
農地利用最適化推進委員	横原 利己
農地利用最適化推進委員	弓指 義洋

○ 欠席

農業委員 無し

農地利用最適化推進委員 無し

○事務局職員 事務局長 落司 毅 書記 折久木まり子・山下 友幸

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

14 番	坂元委員
4 番	毛下委員

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第46号 農地法第3条許可申請について

議案第47号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

○事務局長	ただいまから令和3年3月の定例総会を始めたいと思います。憲章朗読を9番内菌委員、よろしく願いいたします。
○内菌委員	憲章朗読
○事務局長	ありがとうございました。では会長挨拶をお願いいたします。
○会長	皆さんこんにちは。大分暑くなりまして、間もなくジャガイモの収穫やら、サツマイモの植え付けなどで大変忙しい時期が来ると思いますが、どうぞ皆さん、農業委員会の活動をよろしく願いいたします。それでは、ただいまより、令和3年3月、錦江町農業委員会の議事を開会いたします。全員出席されておりますので、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定による総会は成立していることをお知らせします。それでは錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により本日の会議録署名委員に14番坂元委員と4番毛下委員を指名いたしますのでよろしく願いいたします。次に「会務報告について」を議題とします。事務局からの説明と報告をお願いいたします。
○事務局長	はいそれでは1ページをごらんいただきたいと思います。4日、議会の初日でございました。続いて5日、県農業会議常設審議委員会が鹿児島で開催され、私が出席いたしました。次いで8日、予算特別委員会が開かれまして農業委員会費について説明をしたところです。ここで議員からいろいろ質問が久しぶり農業委員会としてはありました。議員の方々もやはり遊休農地に注目されているようで、「どんな方法で遊休農地を解消していくのか」という質問を受けまして、皆さん方の協力はもちろんですけれども、以前お話ししましたが、「錦江町小規模農地整備事業を活用し、畦畔除去をして農地を有効活用するという形で、少しでも遊休農地の解消に努めたい」という事を説明いたしました。10日、予算特別委員会総括でございましたが特に意見はございませんでした。19日、議会がございまして一般質問最終議会ということで出席いたしました。25日、農業委員3月定例会、本日ですけれども開催ということで一つ、追加で、本日午前中、鳥越委員と本釜委員を出席していただいて、後で説明をしますけれども、楽天の中継基地のアンテナが立つところを、9時から確認をしていただいたところです。明日ですけれども26日、鹿児島県農業会議第99回通常総会、並びに令和2年度、農地利用最適化推進検討会議ということで、会長と私とで出席することになっております。以上です。
○会長	ただいまの会務報告について、質問等はありませんか。
○委員	無し
○会長	無いようですので、以上で会務報告を終わり、付議事項に入ります。「議案第46号農地法第3条許可申請」を議題としますので事務局の説明をお願いいたします。
○事務局長	はい、それでは3ページをごらんいただきたいと思います。まず受付番号

	<p>14 番ですけれども、譲渡人は〇〇さんでございます。鹿屋在住の方でございます。申請地につきましては4筆ございますのでお目通し願いたいと思います。4筆とも田となっております。譲受人は〇〇さん、神川上自治会の方でございます。経営規模等はお目通しをお願いいたします。続いて受付番号15番ですが、譲渡人が〇〇さん、南種子町在住の方でございます。申請地につきましては田代川原字中字都5,172の4、地目は田でございます。地積が458㎡、譲受人は〇〇さん、上柴立の方でございます。説明は以上です。</p>
○会長	<p>ただいま説明がありましたが、徳永委員の報告をお願いいたします。</p>
○徳永委員	<p>はい、報告します。この物件は去年の8月のあっせん申し出を受けた物件です。いろいろとあちこち回ったのですが、現在、利用権を結んで耕作している、この土地を耕作している〇〇さんと話がつきまして契約を結びました。売買価格は〇〇円です。〇〇さんのほうは、この土地を含めて家族3人で、いろいろと耕作されておりますし、管理もしっかりされておりますから、うまく使ってくれると思います。なお4筆別になっておりますが、実際は1筆といいますか、1区画の約5畝の田んぼです。以上です。</p>
○会長	<p>続いて、貫見委員の報告をお願いいたします。</p>
○貫見委員	<p>3月23日に、現地確認等、聞き取り調査を行いました。譲受人の〇〇さんはお父さんが亡くなられたのを機にUターンされた方でございます。そしてこの田んぼは自宅の目の前であったものですから、5、6年前から家庭菜園をされておまして、今回第三者を中に入れて譲ってくれということで話が決まったそうでございます。〇〇さんのお母様も田代におられますので、話を聞いたところ全部で〇〇円だったそうでございます。これは何ら問題ないと思いますのでよろしく申し上げます。</p>
○会長	<p>ありがとうございます。事務局の説明並びに担当員の報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
○委員	<p>無し</p>
○会長	<p>質疑なしと認め採択いたします。お諮りします。議案第46号農地法第3条許可申請については原案のとおり許可することに決定することに異議ありませんか。</p>
○委員	<p>無し</p>
○会長	<p>異議なしと認めます。したがって「議案第46号農地法第3条許可申請について」は原案のとおり許可することに決定しました。次に「議案第47号農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」を議題としますが、ここでお諮りいたします。資料のとおりこの議案は40筆の審議となっており、また農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限により、公平な審議を行うため貸し人・借り人の関係者である委員の退席を求めなければならない案件もあることから5回に分けて審議いたしますがご異議ございませんか。</p>

○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。それでは受付番号 798 番から 807 番について事務局の説明をお願いいたします。
○事務局長	はいそれでは 5 ページをごらんいただきたいと思います。まず 798 番と 799 番ですが、貸し人が〇〇さん、神川中自治会の方でございます。申請地は 2 筆ございますのでお目通し願いまして、2 筆で面積が 2,703 m ² となっております。貸し付けに関しましては令和 3 年 3 月 26 日から令和 6 年 12 月 14 日までとなっております。小作料金は全部で〇〇円となっております。借り人は〇〇さん、皆倉自治会の方でございます。続いて 800 番から 804 番ですけれども、貸し人が〇〇さんでございます。申請地は 5 筆ございます。お目通し願いまして、5 筆で 7,121 m ² となっております。貸し付けに関しましては令和 3 年 3 月 26 日から令和 7 年 12 月 14 日まで、小作料金は全部で〇〇円となっております。借り人は〇〇さん、大橋上自治会の方でございます。続いて 805 番から 807 番ですけれども、貸し人が〇〇さん、大阪府在住の方でございます。申請地は 3 筆ございます。お目通し願いまして、3 筆で合わせて 1,502 m ² となっております。貸し付けに関しましては令和 3 年 3 月 26 日から令和 7 年 12 月 14 日まで、小作料金については全部で〇〇円となっております。借り人は、〇〇さんでございます。説明は以上です。
○会長	ただいま説明がありましたが、798 番から 799 番について徳永委員の報告をお願いいたします。
○徳永委員	報告します。この二つの地番、渋木と山頭の場所、この地番は、字の境界線を挟んで隣接している畑です。そのうち山頭の 4694 の続き番号の 4695 というのは、既に〇〇さんと契約して利用権を結んで栽培しております。今回、〇〇さんのほうから労働力不足ということで、残っている両隣の畑も利用権を結びたいという申し出がありましたので〇〇さんと話をして契約することになりました。〇〇は親子 4 人で牛を飼っておられまして、ほかにもたくさんの耕作地・飼育畑を経営されておりますので何ら問題ないというふうに判断しております。以上です。
○会長	続いて、受付番号 800 番から 807 番について、寺田委員の報告をお願いいたします。
○寺田委員	報告申し上げます。804 番の貸し人の〇〇さんが、昨年 1 番茶が終わった段階で茶を辞めるということで、〇〇さんに話がいったようでございます。〇〇さんは認定農家でありまして、茶業専業で、管理、全ての面で、問題ないものと思いますので審議のほどよろしく申し上げます。それと 805 番から 807 番ですが、これは以前あっせんに出てきた分で、地番は 3 つになっていますが 1 枚の田でございます。その近くで〇〇さんが耕作されておりましたので、〇〇さんに耕作をお願いいたしました。〇〇さんは管理とか、土地の有効利用、全てにおいて問題ないものと思いますので、よろしく申し上げます。

○会長	はい、ありがとうございました。事務局の説明並びに担当委員の報告がありました。事務局の説明並びに担当委員の報告がありましたが質疑はありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め、採決いたします。お諮りします。受付番号 798 番から 807 番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し
	異議なしと認めます。したがって、受付番号 798 番から 807 番については原案のとおり許可することに決定しました。続いて受付番号 808 番から 828 番について審議いたします。説明をお願いいたします。
○事務局長	はいそれでは説明いたします、808 番から 828 番は全て継続案件でございますので、そのつもりで説明をお聞きいただければと思います。まず 808 番ですけれども、貸し人が〇〇さん、上之宇都自治会の方でございます。申請地は神川字鞍置 1, 847 の 1、地目は畑、地積が 1, 666 ㎡、貸し付けにしましては令和 3 年 3 月 26 日から令和 12 年 12 月 14 日まで、小作料金は〇〇円、借り人は〇〇さん、鳥浜自治会でございます。6 ページをお開きください。809 番、貸し人が〇〇さん、鳥浜自治会の方でございます。申請地が神川字戸崎 1, 349、地目が畑、地積につきましては 3, 199 ㎡のうち 1, 300 ㎡となっております。貸付にしましては令和 3 年 3 月 26 日から令和 12 年 12 月 14 日まで、小作料金は〇〇円、借り人は〇〇さん、鳥浜自治会でございます。続いて 810 番から 813 番でございますが、貸し人が〇〇さん、鳥浜自治会でございます。申請地は 4 筆でございます。お目通し願ひまして、4 筆で 4, 648 ㎡となっております。貸し付けにしましては令和 3 年 3 月 26 日から令和 12 年 12 月 14 日まで、小作料金につきましては粃を 30 キロの〇〇俵と〇〇円となっております。借り人は〇〇さん、鳥浜自治会の方でございます。続いて 814 番から 815 番、貸し人が〇〇さん、鳥浜自治会の方でございます。申請地は 2 筆でございますのでお目通し願ひまして、2 筆で 794 ㎡となっております。貸し付けにしましては令和 3 年 3 月 26 日から令和 12 年 12 月 14 日まで、小作料金は米を収穫した分の〇〇円となっております。借り人は〇〇さん、鳥浜自治会の方でございます。続いて 816 番から 817 番ですが、貸し人が〇〇さん、神川上自治会の方でございます。申請地は 2 筆でございます。お目通し願ひまして、2 筆で 1, 930 ㎡となっております。貸し付けにしましては令和 3 年 3 月 26 日から令和 12 年 12 月 14 日までとなっております。小作料金は米 30 キロで〇〇俵となっております。借り人は〇〇さん、神川城の方でございます。続いて 818 番と 819 番ですが、貸し人が〇〇さん、鳥浜自治会の方でございます。申請地につきましては 2 筆でございます。お目通し願ひまして、2 筆で 1, 467 ㎡、貸し付けにしましては令和 3 年 3 月 26 日から令和 12 年 12 月 14 日まで、小作料金につきましては 1 筆目が粃で〇〇キロ、2 筆目が〇〇円という設定でございます。借り人は〇〇さん、

神川城自治会でございます。続いて 820 番、貸し人が〇〇さん、福岡県在住の方でございます。申請地は神川字広瀬ノ上 894、地目が畑、地積が 2,420 m²となっております。貸し付けに関しましては令和 3 年 2 月 26 日から令和 12 年 12 月 14 日まで、小作料金は〇〇円、借り人は〇〇さんでございます。続いて 7 ページに移ります。821 番、貸し人が〇〇さん、鳥浜自治会です。申請地は、神川字輪呂ケ尾 1,148 の 1、地目は畑、地積が 2,758 m²のうち 1,200 m²となっております。貸し付けに関しましては令和 3 年 3 月 26 日から令和 12 年 12 月 14 日まで、小作料金は〇〇円、借り人は〇〇さんでございます。続いて 822 番、貸し人が〇〇さん、申請地が神川字砂田 194 の 1、地目は田、地積が 889 m²、貸付が令和 3 年 3 月 26 日から令和 12 年 12 月 14 日まで、小作料金は粃で〇〇キロ、借り人が〇〇さん、神川城自治会でございます。続いて 823 番、貸し人が〇〇さん、鳥浜自治会です。申請地は神川字蕨ヶ迫 2,055、地目が畑、地積が 2,631 m²、貸付が令和 3 年 3 月 26 日から令和 12 年 12 月 14 日まで、小作料金が〇〇円、借り人は〇〇さん、神川城自治会でございます。続いて 824 番から 826 番ですが、貸し人が〇〇さん、鳥浜自治会です。申請地が 3 筆ございます。お目通し願ひまして、3 筆で 2,692 m²となっております。貸付が令和 3 年 3 月 26 日から令和 12 年 12 月 14 日まで、小作料金は全部で〇〇円となっております。借り人は〇〇さんでございます。続いて 827 番、貸し人が〇〇さん、鹿児島市在住の方です。申請地は神川字諏訪ノ前 383 の 2、地目が田、地積が 464 m²、貸付が令和 3 年 3 月 26 日から令和 12 年 12 月 14 日まで、小作料金が〇〇円、借り人は〇〇さんでございます。828 番、貸し人が〇〇さん、大阪府在住の方です。申請地は神川字岩渕 1,008 の 2、地目が畑、地積が 1,394 m²、貸付が令和 3 年 3 月 26 日から令和 12 年 12 月 14 日まで、小作料金が〇〇円、借り人は〇〇さんとなっております。以上です。

○会長

ただいま説明がありましたが、受付番号 808 番から 828 番について、内菌委員の報告をお願いいたします。

○内菌委員

はい。最初に、これは昨年の 12 月 14 日で、期限が切れていたものです。利用権設定を新たに結び直すように言われたものですが、前に進まずに今月になってしまいました。申しわけありません。事務局の方々、大変ご足労をかけました。それで、期限については、貸し手と借り手の方に相談し、全部 10 年にしてもらいました。それでは 808 番、借り手の〇〇さんは 809 番の〇〇さんと親子であります。別々になっておりますけれども、〇〇さんの圃場は、圃場も圃場廻りもきれいに整備されていて何ら問題ないと思います。続きまして 810 番から 813 番の〇〇さんですが、畜産を主にやっておられて、病気療養中ですが、抗がん剤治療しながら、元気に牛を飼っております。〇〇さんも、圃場も圃場廻りもきれいに整備されていて何ら問題ないと思います。続きまして 814 番 815 番の〇〇さんですが、じゃがいもと米を主に作っております。〇〇さんも圃場も圃場廻りもきれいに整備されていて何ら問題ないと思

	<p>ます。続きまして 816 番から 821 番の〇〇さんですけれども、〇〇さんは畜産を主にやっておられます。〇〇さんも認定農業者でもありますし、圃場周りも圃場もきれいに整備されていて、何ら問題ないと思います。続きまして〇〇さんです。〇〇さんは、米と野菜を主に作っておられます。〇〇さんも、圃場も圃場廻りもきれいに整備されていて何ら問題ないと思います。続きまして 823 番から、828 番の〇〇さんですけれども、〇〇さんは、今、〇〇株式会社でレタスを主に野菜を契約栽培で作っておられます。〇〇さんも従業員もおりますし、圃場も圃場廻りもきれいに整備されていて、何ら問題ないと思います。審議のほどよろしくをお願いします。</p>
○会長	<p>ありがとうございました。事務局の説明並びに担当員の報告がありました が、質疑はありませんか。</p>
○委員	<p>無し</p>
○会長	<p>質疑なしと認め採決いたします。お諮りします。受付番号 808 番から 828 番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>
○委員	<p>無し</p>
	<p>異議なしと認めます。したがって、受付番号 808 番から 828 番については、原案のとおり許可することに決定しました。続いて受付番号 828 番から 834 番について審議いたしますので説明をお願いいたします。</p>
○事務局長	<p>はいそれでは、829 番と 830 番ですが、貸し人が〇〇さん、段中野自治会 でございます。申請地は 2 筆ございます。お目通し願いまして、2 筆で 7,662 m² となっております。貸付は令和 3 年 3 月 26 日から令和 5 年 12 月 14 日まで、 小作料金は全部で〇〇円となっております。借り人は〇〇さん、川北自治会 でございます。続いて 831 番と 832 番ですが、貸し人が〇〇さん、段中野自治会 でございます。申請地は 2 筆ございます。お目通し願いまして、合わせて 5,248 m²でございます。貸付は令和 3 年 3 月 26 日から令和 3 年 12 月 14 日までとな っており、小作料金は全部で〇〇円となっております。借り人は〇〇さん、川 北自治会でございます。続いて 833 番ですが、貸し人が〇〇さん、才原自治会 でございます。申請地は神川字金吹谷岡 6,411 の 2、地目は畑、地積が 4,748 m²、貸し付けが令和 3 年 3 月 26 日から令和 7 年 12 月 14 日まで、小作料金は 〇〇円となっております。借り人は〇〇さんでございます。8 ページをあけて いただきたいと思います。834 番、貸し人が〇〇さん、才原自治会ございま す。申請地は神川字金吹谷岡 6,416 の 5、地目は畑、地積が 3,642 m²、貸付が 令和 3 年 3 月 26 日から令和 7 年 12 月 14 日まで、小作料金は〇〇円、借り人 が〇〇さんでございます。説明は以上です。</p>
○会長	<p>ただいま説明がありましたが、受付番号 829 番から 832 番について安水委員 の報告をお願いいたします。</p>
○安水委員	<p>829 号から 832 号までについて報告いたします。この 4 筆の圃場は〇〇さん</p>

	が利用権を結んでいたのですが、労働不足による耕作縮小のため、合意解約されました。その後、〇〇さんが耕作したいとのことで、今回の申請となりました。〇〇さんは農地もきれいにされ、まだまだ耕作面積も広げていきたいと、やる気のある青年であります。よろしく願いいたします。
○会長	続いて、受付番号 833 番から 834 番について竹原推進委員の報告をお願いいたします。
○竹原推進委員	借り人の〇〇さんは、以前から耕作されていたのですが、今回、利用権を入れるということでした。〇〇さんは、たばこ・カライモ・加工大根と幅広く耕作されています。畑周りもきれいに耕作される方ですので問題ないかと思えます。審議よろしく願います。
○会長	ありがとうございました。ただいま事務局の説明と、担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	契約の1年はどういう理由ですか。
○安水委員	この圃場は、〇〇のほうは、ほとんどゴボウしか耕作してなくて、粘土のところが結構ありまして、実際ゴボウがちゃんとしたのができるのかどうかということ。それと小作料金についても、もう少し下げたいという、実質の耕作面積からすると、1反歩当たり大体〇〇円になってしまって、ちょっと高いと。そのあたりも地主の人と相談したのですが、本人はもう今、年金ぐらいしか入ってくるお金がないということで負けられないということでこの値段になりました。1年つくって、それに見合うような品物ができようであれば引き続き耕作していきたいということで、とりあえず1年だけの期間ということになりました。以上です。
○委員	連作は問題ないでしょうか。
○安水委員	はい。実質的に連作は厳しいと言われていますが、2作・3作、4作ぐらいまでは何とか、今、実際池田団地のほうで同じ圃場で作っている人が居て、何とかなっています。ただ実はゴボウの連作は好まないということですので、そのあたりは〇〇のほうも、ほかの作物も取り組みながらやっていきたいという、ことを言っておりました。
○会長	ほかにありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りします。受付番号 829 番から 834 番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し
	異議なしと認めます。したがって受付番号 829 番から 834 番については原案のとおり許可することに決定しました。続いて受付番号 835 番について審議いたしますが、関係者である〇〇の退席をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局長	はいそれでは 835 番でございます。貸し人が〇〇さん、岩崎自治会でございます。申請地は田代麓字高付 1,546 の 1、地目は田、地積が 855 ㎡、貸し付けが令和 3 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで、小作料金は〇〇円、借り人は〇〇さんでございます。以上です。
○会長	ただいま説明がありましたが、毛下委員の報告をお願いいたします。
毛下委員	〇〇の〇〇さんは日ごろ一生懸命やっておられます。場所は国道 448 号線は大原のほうに向かった場所ですけど、岩崎集落の入り口で〇〇さんが、いろいろやって、今ずっと広げているところの脇のほうです。昨日見に行きましたけどもきれいにしてありましたので、大丈夫だと思います。よろしく願います。
○会長	ありがとうございます。事務局の説明並びに担当委員の報告がありましたが質疑ありませんか。
○委員	無し
	質疑なしと認め採決いたします。お諮りします。受付番号 835 番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって受付番号 835 番については原案のとおり許可することに決定しました。ここで〇〇の入室を認めます。続いて受付番号 836 番から 837 番について審議いたしますので事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい。それでは 836 番ですが、貸し人が〇〇さん、中園自治会でございます。申請地が馬場字八木田 506 の 1、地目が田、地積が 780 ㎡、貸付が令和 3 年 6 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日まで、小作料金は〇〇円となっております。借り人は公社となっておりますが、A3 の広い紙のほうで確認をしていただければと思います。ちなみに〇〇さんが再配分予定者となっております。続いて 837 番ですが、貸し人が〇〇さん、下自治会でございます。申請地は田代麓字御手洗 104 の 2、地目が田、地積が 916 ㎡、貸し付けに関しましては令和 3 年 6 月 1 日から令和 13 年 5 月 31 日まで、小作料金は〇〇円となっております。再配分予定者は〇〇さんとなっております。説明は以上です。
○会長	ただいま説明がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りします。受付番号 836 番から 837 番については、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。したがって、受付番号 836 番から 837 番については原案のとおり決定しました。以上で令和 3 年 3 月 錦江町農業委員会定例総会の付議事項の協議を終了いたします。

○事務局長 | それでは皆さん姿勢を正してください。一同礼

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

14 番

4 番

議事録調整者